

岐阜県公報

目 次

規 則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則 (用 地 課) 一一九^{ページ}

告 示

農業振興地域の指定の一部改正 (農村振興課) 一一三
道路の区域変更 (道路維持課) 一一三
道路の供用開始 (同) 一一三

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 一一三
大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 一一三
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 一一三
県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 一一三
公共測量の実施 (用地課) 一一三

規 則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の区域及び規模を定める規則 (平成五年岐阜県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

表中「大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二千三百二十四号
平成二十四年二月二十八日

(火曜日)

告 示

岐阜県告示第七十九号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十五年岐阜県告示第七百九十四号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

六 養老地域の部を次のように改める。

六 養老地域

養老町の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農村振興課及び西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十号

農業振興地域の指定に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百六十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

八 海津地域の部を次のように改める。

八 海津地域

海津市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農村振興課及び西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	大垣線	大垣市北方町一丁目一五番地先から 安八郡神戸町大字神戸字福井一六二二番一地先まで	前	七、〇 一、六	三、五七	
		大垣市北方町一丁目一四九八番二地先から 安八郡神戸町大字下宮字元新田一一二三番一地先まで	後	九、八 二、六	四、四六	県道柳瀬赤坂線と一部重用

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般 国道 二百五十 六号	郡上市八幡町島谷字枅形 一三一四番の一七地先か ら	前 三・六 二四・六	後 三・二 三・六	五・六
------------------------	---------------------------------	------------------	-----------------	-----

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メ ートル）	延 長 （メ ートル）	備 考
県道	赤坂線 神戸線	安八郡神戸町大字神戸字 大円坊一六〇番一地从 先から 同 郡同 町大字丈六道 字村北四三七番三地从先 まで 安八郡神戸町大字神戸字 大円坊一六一番二地从先 から 同 郡同 町大字同 字 福井一六二番一地从先 まで	前	七・〇 一六・	一・四一・〇	
			後	七・〇 三・	一・六九・	

岐阜県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	延 長 （メ ートル）	供用開始 の期日	備 考 （区域 又は 決定 の告 示年 月日 ほか）
県道	大垣線 大野線	安八郡神戸町大字柳瀬字福 田三三二番三地从先から 同 郡同 町大字下宮字元 新田一一三番一地从先まで	三一九・六	平成 二四・二六	平成 二四・二六

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十四年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年二月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社大和

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー高山三福寺店

高山市三福寺町二四二番地の二外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年十一月十五日

五 店舗面積

二、三九二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇二台

七 荷さばき施設の面積

七〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

提出することができる

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年二月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カーマ

三 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター21岐南店 本館

羽島郡岐南町八剣八丁目八六一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年十月十六日

五 店舗面積

六、八四八平方メートル

六 駐車場の収容台数

三六一台

七 荷さばき施設の面積

四六平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年二月十六日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

ジャスコ池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン株式会社 外七者

(変更後) イオンビッグ株式会社 外六者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ドン・キホーテ岐阜瑞穂店

瑞穂市稲里字村西五八〇番地一 外

二 意見の概要

瑞穂市長の意見

・深夜における騒音の発生や駐車場で暴走行為の懸念があるため、深夜(二十四時間)営業の見直しを検討願います。

・稲里交差点への退店車両の北進流入については、市道五二五七号線の右折レ

ーンの整備が十分ではなくピーク時の渋滞や事故の発生懸念があるため、稲里交差点方面へ退店する車両の円滑かつ安全な誘導策を検討願います。 外
(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
垂井2期地区	垂井町役場	平成二四・二・二八から 同・三・二八まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

高山市

二 作業種類

公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)

三 作業期間

平成二十四年二月十四日から

同 年三月三十一日まで
 四 作業地域
 高山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 瑞浪市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十三年十二月一日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域
 瑞浪市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 土岐市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十六日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域
 土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十六日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域
 各務原市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により郡上市市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
郡上市
- 二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 作業期間
平成二十四年二月十三日から
同 年三月三十一日まで
- 四 作業地域
郡上市

平成二十四年二月二十八日発行

発行者
所

岐阜市数田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター